

2026 年 6 月
上作延町会交通部

上作延町会『交通安全だより（No1）』

そろそろ梅雨の季節になってまいりましたが、皆様におかれましてはお健やかに過ごしのことと存じます。この 4 月 1 日の道路交通法改正により自転車運転者に反則金（青切符）の導入が開始されました。これから『交通安全だより』として、町会の皆様に交通安全に関する情報をお伝えさせていただきたく思います。今後ともよろしく願いいたします。

<その 1：自転車運転反則通告制度>

高津警察署の方にお伺いしたところ、高津区でも 4 月以降、違反者に実際に青切符が切られています。特に違反として多いものは「歩道徐行等義務違反（反則金額 3,000 円）」、つまり自転車で歩道を走行している際に徐行せずかなりのスピードで、歩行者が危険を感じるような運転をした違反とのことでした。

歩道を走る際には徐行程度の速度で運転することを心がけましょう。

<その 2：神奈川県自転車条例>

神奈川県の自転車条例では自転車運転者への「自転車損害賠償責任保険」等への加入が義務付けられています（未加入への罰則はありません）。ご存じのように自転車運転中に事故を起こし高額賠償請求となった事例が多く発生しています。

運転中いつ事故を起こすかわかりません、ぜひ加入を検討ください。

<その 3：高津区の交通事故発生状況>

高津警察署の発表によりますと、高津区内の交通事故は 1~4 月で 131 件、昨年よりも 69 件減っている状況です。上作延/向ヶ丘の地域では 4 件発生となっています。また 3 月に梶ヶ谷で原付二輪運転での死亡事故が発生しています。

皆様、交通事故には十分お気をつけください。

自転車ルールブックを添付いたしましたので、ご確認をお願いします。

《上作延町会 副会長 星政子、交通部部長 山本巧司》